



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	いわゆる糞尿問題の顛末(2):近代日本肥料問題の一断面
Author(s)	田中, 慎一
Citation	経済學研究, 37(4), 29-47
Issue Date	1988-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31786
Type	departmental bulletin paper
File Information	37(4)_P29-47.pdf



いわゆる糞尿問題の顛末 (2)

—— 近代日本肥料問題の一断面 ——

田 中 愼 一

はじめに

I 問題の所在

II いわゆる糞尿問題の発生

1. 前提

〔1〕 「市街便所規則」

〔2〕 岡山市の場合

2. 「街路便所並尿尿汲取取締規則」

〔以上、第34巻第4号〕

3. 紛争の惹起

〔1〕 発端

(1) 市財政における便所収入金（市有便所尿尿汲取請負料収入）

岡山県が「市街便所規則」を定めたのは前述のごとく1880（明治13）年10月であったが、街頭便所の尿尿を汲取する請負料金が岡山市（当初は岡山区）の財政に組み込まれるのはその翌年度からのことで、ごく大雑把に述べれば、以下のよう経過である。

岡山区会が開設されたのは1881（明治14）年であり、その5月の第1回区会において議題とされた「区内一般公共ニ関スル事件及ビ経費収支取扱規則」が決定をみたが、この規則に次のごとくある⁴²⁾。

第十二条 路傍便所ノ箇所増減ハ区長ノ見込ヲ以テ施行スルモノトシ、其掃除請負人ノ年限ハ一ヶ年トシ、公ノ入札法ヲ用ヒ料金見込ノ高数ヲ以テ定メ

定約書ヲ取置、尚年期明前ハ更ニ入札法ヲ以テ定ムルモノトシ、料金ハ年額月割ヲ以テ区役所ヘ徴収スルモノトス

第十四条 一、区内路傍便所尿尿料

一、区内共有土地家屋貸与料

右二点ノ収入金ハ便所修繕費並区内一般ノ協議費ヲ補助シ、又ハ積金ニ為ス等総テ区会ノ決議ニ依リ時々区長ニ於テ施行シ翌年通常会ニ決算報告スルモノトス

第十五条 便所収入金若シクハ共有地ノ収入金ヲ蓄積スル等ノ方法ヲ設クルトキハ総テ区会ノ決議ヲ以テ銀行其他確實ナル抵当ヲ取置相当ノ利付ヲ以テ定期預ケヲ為スベシ

ここでは、先の市街便所規則のいう街頭便所をもっと素朴に「路傍便所」と称しており、当初はこの呼び方が実際的だったであろうが、いずれにしろ、この、いわゆる区費収支取扱規則によって、路傍便所をそれぞれ担当する「掃除請負人」という尿尿汲取請負人が、毎年行なわれる公入札で決められることになった。すなわち、路傍便所の尿尿を汲取りたい者たちに、その請負料金の年額をそれぞれ見込んで入札させ、その最高額の落札者に「定約書」を差出させ、汲取りの励行と料金の月割納入を誓約させ、かかる入札法を毎年繰返し実施する、としたのである（第12条）。そして、「掃除請負人」が納入するところの「路傍便所尿尿料」という名称の「収入金」は、「便所修繕費」にあてられるのは無論のこと、広く諸経費を補助するばかりでなく、「積金」というように蓄積され、利子取得を見込んで銀行定期預金として払込ま

42)『岡山市史』政治編（岡山市役所、1964年）514頁。

第7表 岡山市(区)の財政

年度 科目		1880 (明治13)	1881 (明治14)	1882 (明治15)
収 入	路傍便所請負料	—	① 333円	① 930円
	地 価 割	329円	390	649
	戸 数 割	333	391	649
	そ の 他	161	241	140
	合 計	823	① 1,355	① 2,368
便所収入金の比重 ①/③		—	25%	39%
支 出	便 所 費	—	② 114円	② 60円
	そ の 他	823円	1,241	2,308
	合 計	823	1,355	2,368
便所関係収支率②/①		—	34%	6%

典拠：『岡山市史』政治編（岡山市役所，1964年）
515-516頁より作成。

れるなど、いちいち区会の決議を要するとされるほど、その使途に大きな関心が寄せられているように、重要な財源とみなされていた（第14・15条）。

このように重大視された「便所収入金」＝路傍便所尿尿汲取請負料を、それが財政に組み込まれた初年度・次年度についてみると（第7表参照）、1881（明治14）年度では戸数割・地価割の各税収入項目について総収入の25%を占め、1882（明治15）年度では最大の収入項目で総収入の39%を占めている。しかも、それと対応関係にある支出項目の「便所費」にどの程度まわされたかという点、この両年度では34%と6%にすぎないから、その大部分は他の使途にあてられたことになり、その量的意義は看過すべからざるものであった。

さて、その後の推移は数値的には不明だが、他の新規収入項目の増加および歳出入規模の拡大とともに、その量的意義が急速に低下していったことは疑いない。それでもなお、1902（明治35）年度には歳入予算案の約1.3%の比重を占めるものとして、当初その収入を見込んでいたように⁴³⁾、依然けっして軽視しうるものとはな

っていない、むしろ稀少的価値すら有していたであろうし、その質的意義は主に「郡部を合したるの結果」とはいえ「岡山市は近來著しき膨大をなせり」という⁴⁴⁾都市の膨脹と共に深刻化していく公衆衛生との関連で、単に収入額のみでは計りえないものであった。それゆえにこそ、次にみるごとく、紛争の引金ともなっていたのである。

(2) 市有便所汲取請負入札の中止

1901（明治34）年12月、岡山市が次年度における市有便所尿尿汲取請負の公入札を実施したところ、入札額は最高がせいぜい800～900円で、市当局が1902年度に予定していた市有便所尿尿汲取請負料金収入の予算額1,300円より大幅に下まわるものであった。この予想外に低い入札額に慌てた市当局は、急ぎ「随意契約」なるものに切替えようとした。随意契約とは競争とか入札とかの方法を用いずに、相手方を選択し、これと随意に結ぶ契約である。市当局は尿尿汲取請負農民を意のままに選択し、これと適宜に契約を結ぶことによって、新たな請負額が先の入札額より最終的には増加することを見込んだのであるが、かかる意図は農民側にたやすく見抜かれたらしく、市当局が望むような随意契約はすぐにはまとまる気配がなかった。そこで12月29日、市参事会が開かれ、善後策を協議した結果、今回の入札を無効なものとし、しばらくは「岡山市新編入村の重なる者」に請負わせることを申し合わせた。そして早速にも、一部の農民と仮契約が結ばれた。ただし、これは臨機的処置にすぎなかったから、市当局にはまだ、再び公入札を実施するか、それとも仮契約を本契約に改めて一部の農民との随意契約という方法を確定するか、いずれかの選択がありえた。ところが、「岡山市新編入村」の農民には

算案が101,666円であったこと（『山陽新報』1902年3月4日、＜雑報＞「岡山市会」、
「岡山市来年度歳入出予算」）から、これで当初見込予算額1,300円（前述）を割って算出。

44)『山陽新報』1902（明治35）年3月6日、「岡山市の膨大」。

43) 岡山市会に提出された1902（明治35）年度歳入予

第8表 岡山市の拡張(戦前期)

年 次	面 積		編 入 地 域
年 月 日	km ²	km	市制施行
1889. 6. 1 (明治22)	5.7 (100)	東西 3.8 南北 3.8	(岡山市の成立)
1899. 8. 1 (明治32)	9.6 (167)	東西 5.4 南北 5.9	御野郡の御野村・伊島村・石井村・鹿田村・ 福浜村の各一部と上道郡の三権村
1921. 3. 1 (大正10)	23.5 (408)	東西 6.8 南北 7.0	伊島村・石井村・鹿田村の各全部と御野村の 大部分
1931. 4. 1 (昭和6)	47.4 (823)	東西 6.8 南北 9.2	福浜村と上道郡の宇野村・平井村の各全部

典拠：『岡山市史』政治編（岡山市役所，1964年）437頁より作成。

第9表 岡山市・周辺地域の戸数・人口（明治30年代・1900年代前半）

	1897 (明治30)	1898 (明治31)	1899 (明治32)	1900 (明治33)	1901 (明治34)	1902 (明治35)	1903 (明治36)	1904 (明治37)	1905 (明治38)
岡 山 市	戸 11,597 人 55,306	戸 11,987 人 56,834	戸 13,485 人 73,939	戸 13,882 人 82,383	戸 13,848 人 85,636	戸 13,662 人 82,270	戸 13,381 人 80,140	戸 13,818 人 81,324	戸 13,957 人 82,206
御 野 郡	戸 5,395 人 25,805	戸 5,703 人 26,486	戸 4,653 人 22,007	御 戸 12,845 津 人 61,597 郡	戸 12,844 人 62,379	戸 12,918 人 62,149	戸 12,996 人 62,651	戸 12,858 人 62,590	戸 12,790 人 61,801
津 高 郡	戸 8,133 人 39,855	戸 8,190 人 40,062	戸 8,162 人 39,956						
上 道 郡	戸 10,381 人 48,696	戸 10,550 人 48,794	戸 9,769 人 45,461	戸 9,737 人 45,481	戸 9,725 人 45,545	戸 9,643 人 45,598	戸 9,614 人 45,669	戸 9,613 人 45,796	戸 9,554 人 45,941

典拠：『岡山県統計書』各年度版より作成。

備考：1902（明治35）年1月現在，岡山市の戸数は13,841戸である（『岡山新報』明治35年1月25日）。

本契約を結ぶ意志がないわけではなかったが、先に開札されて明らかとなったばかりの入札額に見合うよう、低く請負わんと思慮する者が多く、市当局者も大いに持て余すという有様であった⁴⁵⁾。

1889（明治22）年市制施行以後，旧岡山城下を

45) 『山陽新報』1902（明治35）年1月1日，〈雑報〉「市有便所の屎尿」。同紙，1月10日，〈雑報〉「市有便所の肥料」。

中核とする岡山市は多くの地方都市がそうであるように，周囲に所在する村々（これも同じ1889年の町村制施行により，新たに町村の区域名称が変更となり，従来の村名は大字として存続することになった。すなわち，この時点で旧村の名称は大字として残り，新たな行政上の村名が定められた。維新前の□□郷○○村とか□□庄○○村は無くなり，△△村大字○○となったわけである。）を編入合併によって漸次，雪

達磨式に市域を拡張していくのであるが、ここでいう「岡山市新編入村」とは、1899（明治32）年8月1日に市制施行以来最初の本格的な市域拡張が行なわれた結果、御野郡の5カ村（御野村・伊島村・石井村・鹿田村・福浜村）の各一部および上道郡三耀村の全部が岡山市に編入されたものである⁴⁶⁾。これら御野郡の五カ村はそれぞれ岡山市を北・西・南側から囲むように並びながら、岡山市を南北に貫流する旭川の西側に位置し（第3図参照）、他方、上道郡の三耀村は国富・門田・網浜・森下の4旧村（大字）から成っており岡山市の東側（旭川の右岸で後楽園の東方から南方にかけての後背地）に位置していた。

このあとの本格的な市域拡張は1921（大正10）年のことになるから、この1899年の編入合併は明治期最大のものであり、これによって岡山市は一挙に、面積にして1.5倍以上（すでに1898年8月、御野郡古鹿田村の中の二日市と七日市という2旧村——岡山市の南方面にあって旭川の左岸——が岡山市に編入合併されているので、この点を勘定にいれて1.67倍をマイナスにした）に拡張した（第8表参照）。また、市内の戸数と人口は前年比で、約1,400戸（12%）・約17,000人（30%）と、自然増の枠をはるかに超えて急増し（第9表参照）、市制施行の1889年に33,563人⁴⁷⁾であった岡山市は、ちょうど10年で優に人口倍増（2.2倍）となったことになる⁴⁸⁾。

ともかく、このような編入合併によって、旧来は御野郡や上道郡の農民であった者が新た

に岡山市民となったが、その中には、これまで郡民として岡山市に屎尿汲取りのため出入りしていた者が相当数いたわけである。市当局はかれらを新たな市民として他の郡民と区別し、市独自の利害関係から、かれらを優先的に取扱って随意契約を締結する場合の限定的な対象者にせんと目論んだのである。これは、先に行なわれたばかりの編入合併を効果的に活用しようとした当局者なりの妙案といえなくもないが、これまで市有便所屎尿汲取請負の点では公入札制度に基づいて同じ権利・資格状態にあった農民の目には市当局の独善的態度から生ずる差別・分断策と映じたはずである。そもそも、公入札を一旦実施しておきながら、開札の結果が市側にとって芳しくないという一方的な理由で取消すというのは、たとえ入札額が20年前のそれに及ばず、かつて歳入総額の4割をも占めていた便所収入金なるものに自負を感じる市当局者にとって、屈辱的ともいえる低額であったとしても、公入札制度の建前からいって許されるものではあるまい。しかも、それに代えて案出された随意契約なる方法を採用するにあたっては、岡山市新編入村の農民に対象者を絞り、他の郡民を排除しようという動きを示したとあっては、農民の不信感が増幅するのは当然ともいえる。そして実際、より根本的で深刻となるべき性格を有する個人便所の屎尿汲取にまで問題は波及していくこととなるのである。

〔2〕連動

(1) 農民の不満と要求

1902（明治35）年1月上旬に、岡山市周辺地域の郡民、すなわち御津郡・上道郡に在住し岡山市の屎尿汲取に関係する農民の反岡山市的な動きが活発となる。先の公入札に始まる、市有便所屎尿汲取請負をめぐる市当局の不首尾が誘因といえるが、根源的には2カ月余前に定められた「街路便所並屎尿汲取取締規則」（1901年10月25日公布）が、農民の利害と真正面からぶつかるものであったことによる。そして、例えば糞尿がもれおちるような屎尿運搬器や防臭

46) 前掲『岡山市史』政治編、425-437頁。

47) 『明治二十二年岡山県農商課第十二回年報』2頁。

48) 山陽新報社は岡山市役所の依頼になるという岡山警察署の調査結果を公表し、1892（明治25）年に34,084人であった岡山市の人口が1901（明治34）年に74,850人となったという数字を示しつつ、「十ヶ年間に於て殆ど倍数の増加を見たり」と報じているが（『山陽新報』1901年12月21日、〈雑報〉「最近十ヶ年の岡山市戸口」）、10年間で人口倍増となった期間をまず挙げるとすれば、この報道よりも1889年—1899年の方がより適切である。

用のフタが無いような尿尿運搬器であれば、それを舟に積んで運んだり車や牛馬で運んだりすることが1902年1月1日をもって禁止とされた点が（本規則第11条・第13条・第19条参照）、この1月に入ってから農民の運動が活性化したことの一因である。ある意味では農民側が追い詰められたことによるが（尿尿運搬器という基本的な労働手段に対する厳格な取締りの猶予期限が1901年12月31日をもって切れてしまったという点で）、そもそも、このたびの取締規則には当初から農民の不満は渦巻いており、それは何かのきっかけさえあれば、集団的行動に打ってでるほどのものであった。

1902（明治35）年の正月も松の内のおわり、1月7日の地元紙は次のごとく報じている。

「近來市内各戸の尿尿を汲取る各郡村農家の多数は午前八時以前之を運搬せざる可らざるに至りたれば其時刻の不便を口実とし汲取を延滞するのみならず其代価の減額を申込む者ある」⁴⁹⁾

市内尿尿の汲取・運搬時間が午前8時（10月～3月の秋・冬期）までに制限されたことは既得権を侵害するものとして農民の大きな不満であり、この利害対立を、農民の多くは汲取の引きのばしや代米の減額申込みという形で表わし始めていたのである。同紙はこれを評するに、「各農民等が時刻の不便を唱ふるは畢竟口実に止りて彼等の目的は從來の代米大人一人分玄米六七升位なるを半額位に減ぜん目論見に出て各村相談の上市民を困しめんとするもの」⁵⁰⁾という岡山市内の声を紹介している。農民が時間制限の不便さを訴えるのは代米減額要求のための口実であるとしているが、これは農村の実状にうとい皮相な見方である。代米減額要求は時間制限によって生じた新たな問題と結びついた農民の切実な経済的要求であったからである。次のごとき記事の方が農民の実態に即した観察である。

「彼の県令を以て尿尿汲取り時間を制限せられ毎朝

八時以内に汲取らざる可からざることとなりたれば農家は右時間を厳守するには必ず他人の手を仮らざる可らず左れば之に對し幾許かの費用を増すべきを以て從來の代価にては到底汲取ること能はず既に上道御津呂久三郡に於ける農民は連合して市内一般の尿尿汲取料米を削減せんことを一決し第一着手として市有便所尿尿の受負入札に對し志望者は同一の歩調を取り其受負金額を低廉にし次に一般の料米をも從來の三分一に低減せん計画なりと」⁵¹⁾

新たに設定された時間制限のおかげで、市内に出入する尿尿汲取農家は他人労働に依存しなけりたならなくなったが、それに必要な経費を支弁するために、從來の代米を減額させようとしたのである。代米の減少額をもって雇用労賃分にあてようとしたと考えられる。

そのため、すでに御津郡・上道郡の農民は連合的行動を開始し（この記事が述べているように、呂久郡の農民も加わっていたのである）が、中心は上道郡および御津郡でも旧御野郡の農民であったと考えられる。なお、前述のように、御野郡と津高郡は1900年、廃合されて御津郡となったが、以下の叙述では、御津郡のなかで元の御野郡地域を特に限定している場合には、旧御野郡と記することにする。つまり旧御野郡とは御津郡の元御野郡地域のことである。）、岡山市内一般の個人便所の「尿尿汲取料米」＝代米の削減という共通の目標を一致してかけ、それを実現するために2段階の戦術をとった。

まず第1段階で、市有便所尿尿汲取請負の公入札に際して、請負希望者が共同歩調をとって低額に入札した。したがって、ある意味では前述したような公入札の結果は農民側の計画どおりであったといえよう。もっとも、その後の成行きは農民側の予想とは喰い違うものとなっていた。市当局には二回目の公入札を行ないたいとの意向もあったが、状況からして再び実施しても予算額に達する見込がないと判断、最終

49) 50) 『山陽新報』1902（明治35）年1月7日、〈雑報〉「尿尿汲取の葛藤」。

51) 52) 『山陽新報』1902（明治35）年1月11日、〈雑報〉「肥料汲取人の決定」。

的に公入札の方法を放棄して随意契約の方法をとるに至り、2～3人の希望者と交渉を進めた結果、岡山市中出石町在住の岡上伊三郎なる市民と話がまとまり、1月10日、契約書の調印がおわった（中出石町は城下町以来の町筋である。結局、岡山市新編入村の農民とも契約を結ばなかったことになる）。契約の締結にあたり、市役所側は「近村農民の不当なる同盟を憤り決して右等農民に転売せずとの条件を附した」といわれるように、いかなることがあろうと市有便所の人糞尿が近郊農民に決してわたることのないよう歯止めをかけて報復的処置にで、それをうけて契約者も汲取った尿尿はすべて「児島開墾地」まで輸送し同地の肥料に供することとなった⁵²⁾。

このような形で、市有便所の件は一応落ち着いたとしても、一般の個人便所の方は「当市内の尿尿汲取の事に付近郷の農民同盟して其代米を直下げせんとする企ある」⁵³⁾という事態が進行していたが、農民が同盟の行動とうけとられるほど一致団結の方向で要求していた代米の値下げ幅は実際のところ、どうであったのか。これまでに引用した新聞記事からは二様にうけとれる。従来の代米を大人1人当り1年分玄米6～7升と考えて、その $\frac{1}{2}$ くらいに減額するというもの、あるいは従来の代米を、この場合おそらく1斗と考えて、その $\frac{1}{3}$ に減額するというもの、この2通りである。 $\frac{1}{2}$ とするか $\frac{1}{3}$ とするかは削減率としては大違いであるが、それぞれが規準と考える従来の代米額が異なっているの、いずれも結論的には同じく約3升ということになる。むしろ、結論的に導きだされる、この3升という額こそが農民の共通して望むところの水準となってきたといえよう。

すでに代米の額は一律ではなくなっており、6～7升といった例が多くなっていたようであるが、それでもやはり、長年の慣行に基づく1斗という額が代米の規準としていきていたから

こそ、農民はこの1斗を代米の上限と想定し、そこからいかに下降しうるかに腐心し、ついに代米3升という要求額、すなわち慣行的規準たる従来の代米1斗の $\frac{3}{10}$ という削減率に収斂していったものと考えられる。例えば、次のごとく報じられている。

「各汲取人等に於ては愈従来の代米十分の三を以て汲取る事に決議し盟約書に調印を為して之に違ふ者は違約金を徴収する事とし右の爲め万一尿尿を汲取る事能はざる場合に至らば北海道産の鯡粕を共同購入し肥料に充てんと産地に照会中にて既に右減額の申込を為したる者もありと云ふ」⁵⁴⁾

1月上旬には、尿尿汲取農民は各地で、 $\frac{3}{10}$ という削減率を決議していったようで、それは①かかる代米減額要求、②これより多い代米で汲取を承諾した者からは違約金を納めさせるという制裁措置、の2点を盛り込んだ盟約書に調印することへ発展した。そして、この要求がすぐに通らない場合を見越し、重要な肥料源たる人糞尿の欠乏を覚悟したうえで、その代替肥料として北海道産の鯡粕をなるべく安価で入手できるよう共同購入を計画しており、また実際、尿尿汲取農民のなかには、個々の民家に代米の減額を申し入れだしていたのである。

このような農民同盟の性格は、1月15日に開催の運びとなった次のごとき集会で、いっそう強まっていった。

「御津上道兩郡の農民等は今十五日御津郡南部の某所に連合集会を催し既に約定の如く減額したる代米を以て市内一般に実行するを得るまで如何なる事情あるも岡山市の尿尿を一荷たりとも運搬せざる事に決議する筈なり」⁵⁵⁾

すでに、盟約書に調印するという形で進行していた農民運動は御津郡と上道郡の関係者による連合集会という形で盛上りがって地域間の結びつきを広げ、その団結を示威すべく、 $\frac{3}{10}$ という削減率の代米減額要求が岡山市内一般にうけ

53) 『山陽新報』1902 (明治35) 年1月11日、〈雑報〉「尿尿汲取会社設置計画」。

54) 『山陽新報』1902 (明治35) 年1月14日、〈雑報〉「尿尿汲取人の盟約」。

55) 『山陽新報』1902 (明治35) 年1月15日、〈雑報〉「尿尿汲取の紛議」。

いられ、実行にうつされるまで、市内の尿尿はいっさい汲取らないという重大な決議をかかげるに至ったのである。かくして、

「当市内各戸の尿尿汲取に関し各農民団結して既に代米減額を申込み諸否の決定する迄は汲取らざる事に決せし」⁵⁶⁾

と報道されたごとく、ここに非妥協的で、岡山市を包囲する地域横断的な農民運動が鮮明な形をとって岡山市のまゝに姿を現わしつつあり、これにたいする市側の反応は例えば、「岡山肥料株式会社設立主意書」(1902年1月15日付、新聞紙上には1月19日発表。後述)のなかの次のとき一節に表わされている。

「昨三十四年十月を以て一般に便所の改造を布告し併せて脱便の汲取方法を制定せられたり今后必ず大に其効果を奏す可しと雖も彼れ農業者の糞尿に於ける感念は多年の慣習と業務上の自然とに依り敢て之を不潔視せず寧ろ重宝視するの傾きあり此種の人が此感念を以て此物に接す豈危険ならずとせんや」『接近農業者彼の汲取時間短縮の結果到底在来の価格を以て汲み取ること能はずと為し連合団結して在来の肥代を十分の三に低減せしめんとし若し之に应ぜざれば断然汲取を拒絶し他に肥料購入の道を講ぜん坏甚だ穩やかならざる状況を呈しつつあるのみならず或は事を協議に訴へず断然汲取を謝絶したるより場所によりては尿尿の便壺に満堆し既に外部に氾濫せんとしつつあるに会せり若し今にして之を看過せんか我市の衛生に利益に容易ならざる損害を蒙むるは驟々火を視るが如し』⁵⁷⁾

人糞尿を肥料として重宝がる農民の観念そのものを危険視し、かれらが連合団結して要求してきたことを不穩な状況とみ、しかも農民側が協議の席につくという姿勢ではなく一方的な拒絶という姿勢でもってのぞんできていることに警戒の色をつよめ、市内の一部には糞尿があふれだしている所もあることを憂慮しつつ、農民蔑視とその裏返しの危機感を訴えている一文である。ここには、農民からうけた重圧感、そして被害者意識がにじみでている。

56) 57) 『山陽新報』1902(明治35)年1月19日、〈雑報〉「肥料株式会社設立」。

(2) 市側の対応

従来いちおう恭順に岡山市内の尿尿を汲取ってきた郡村農民の態度を一変した新たな動向に対して、いち早く見られた反応は次のようであった。まず、市会議員の1人が午前8時までを午前10時までと延長し、午後4時以降は許可するという内容の制限時間改定を「其筋へ稟請せんと昨今奔走し居る」とか、あるいは市内の有志数名が「此際各戸合同し市外便宜の場所に取捨場を設け販売する事にせんと協議し居れり」といわれている⁵⁸⁾。ここに見られる、制限時間改定を関係当局へ申請するという方法、および市民共同で取捨場を設置して尿尿を販売するという方法はそれぞれ、以下のような経過をたどる。

1902(明治35)年1月中旬頃に市役所が招集した衛生組長会議では、市内各戸の尿尿汲取に関して岡山県警部長と岡山警察署長へ汲取制限時間の2時間猶予(つまり午前10時までの延長)を申請する件、および上道郡・御津郡の汲取農民に対し警察から説諭してもらうよう申請する件、が決議された。この決議に基づいて進められていた交渉の結果は1月23日、市議事堂で開かれた衛生組長会議において市長から報告された。それによれば、汲取時間猶予の件は「詮議に及び難き」と却下されたが、農民説諭の件はすでに街路便所並尿尿汲取取締規則の監督官庁にあたる県警部長から上道郡管轄の西大寺警察署長および御津郡管轄の金川警察署長に「移牒し若し多数集会して不穩当の協議を凝らす如きことあらば容赦なく豫戒令を執行すべしとまで厳諭せる由」ということであった⁵⁹⁾。市役所としては県庁・警察へ、農民に対する譲歩と牽制を要請したつもりであったが、結果的には、取締規則どおりの厳守と、農民の多数集会して協

58) 『山陽新報』1902(明治35)年1月7日、〈雑報〉「尿尿汲取の葛藤」。

59) 『山陽新報』1902(明治35)年1月23日、〈雑報〉「衛生組長会議」。同紙、1月25日、〈雑報〉「衛生組長会議」。

議することを敵視、これに豫戒令を執行するとまで恫喝し厳しく禁圧せんとすることが明らかとなったのである。

こうして、農民の希望でもある汲取制限時間の延長を市側が取上げることは事実上断念せざるをえなくなったわけだが、そもそも農民の要求している代米の減額については具体的な対応をとっていた。1月18日に岡山商業会議所で、旭東地区を除く岡山市の各町内から1名以上の委員が出席し、1902年度の国税営業所得高の届出方針についての協議がもたれ、税務署への交渉委員として市議員岡崎嘉吉ら8名が選出されたが⁶⁰⁾、そのあと席上、話題は糞尿問題へと移り、それは次のごとく報じられている。

「各町委員の集會を機とし目下市の一問題となり居れる糞便汲取の事に関し処分方を協議せしに種々議論ありたるも結局御津上道二郡の汲取農民に対し先づ代米一人に付き五六升宛の事とし利害を説いて従米の如く汲取らしむべしとの事に一決し即ち右交渉委員として営業届と同一なる人々に全般の交渉を一任することとなりしが委員は今日の中汲取農民に対し交渉を開く筈なりと」⁶¹⁾

この集會には岡山市内のいろいろな声が反映されたであろうから、汲取農民の要求にどう対処するかについて種々議論がなされたことは当然であるが、結局は、1人当たり代米5～6升づつとすること、それで農民も損得計算し従来どおり岡山市内の尿尿汲取を継続した方が賢明であると納得させること、に意見がまとまり、8名の交渉委員が1月21日ないし22日に汲取農民と交渉を始める運びとなったのである。もっとも、市中には、今回の事態が農民の真意から生じたものではないという次のごとき見方もあった。

「聞く所にては元米今回の尿尿汲取の紛議は眞に汲取農民の意志に起るに非ず國富の守安某、御津郡津島の石原某、網の浜の佐藤某等黒幕に隠れて操縦し

つゝあるものゝ由にて右の内森安は嘗て市會議員候補者として立ち石原は多年警部を奉職せしことあり又佐藤は現に衛生委員たるものなり固より衛生の何物たるを解せざる人物等に非ざるに斯く農民をして強迫的に糞便代米を減少せしめんとし市内に汚穢物を溢れしむるに至つては沙汰の限りと云ふべし其は兎に角今回の事右の如く農民の真意に出づるに非ざれば前記交渉委員の交渉を開くに至らば円滑に落着を見るべし」⁶²⁾

農民を裏であやつり代米の強迫的減額要求へと駆立てている者が数名いた（市内旭東地区の國富・網浜に住む元市會議員候補・現衛生委員や御津郡津島に住む元警部）ということであるが、その真相はともかく、実際に農民と交渉を開始すれば円満に解決するであろうとの楽観論である。にもかかわらず、場合によっては市内に汚穢があふれたすことにもなりかねないとの風評が立つほど、農民の要求には圧迫を覚えるほどのものがあったということになる。

要するに、農民の要求額の約2倍（農民の利益としては半減）という案で妥結にこぎつけたといったわけであるから、しかも、汲取制限時間は警察が必要と認めれば変更可能とされていたにもかかわらず（前掲、取締規則第10条の但書、参照）不動のままとあれば、農民の不満がそうたやすく解消するはずはないから、この案を農民側が簡単に受けいれていったとは考えにくく、むしろ交渉は難行したものと推察される。

さて、他方の共同取捨場設置案については、「此際糞尿汲取会社を設置せんと奔走中」⁶³⁾ というように会社形態で具体化していき、1月13日には尿尿汲取会社の設立を協議する会合がもたれ⁶⁴⁾、その結果、有志数名（菱川吉衛・藤岡右三郎・小原峯吉・岡栄吉ら）が発起人となって「岡山肥料株式会社」なるものを設立することに話がまとまった。岡山市内各戸の尿尿汲取

60) 『山陽新報』1902（明治35）年1月21日、〈雑報〉「国税営業届の方針」。

61) 62) 『山陽新報』1902（明治35）年1月21日、〈雑報〉「尿尿汲取の交渉」。

63) 『山陽新報』1902（明治35）年1月11日、〈雑報〉「尿尿汲取会社設置計画」。

64) 『山陽新報』1902（明治35）年1月13日、〈雑報〉「尿尿汲取人の盟約」。

に従事する会社で、資本金10万円、1株50円で2千株、うち¼を2月10日までに払込ませて開業するものとされた。1902(明治35)年1月15日付の「岡山肥料株式会社設立主意書」なるものが1月19日の新聞紙上で公表されたが、そこには次のごとく説かれている⁶⁵⁾。

「茲に一の有力完全なる尿尿汲取会社を設立し市内の便所を一手に汲み取らしめ之を郊外適当の地に搬出し充分の設備を施したる貯蔵池に投入し置き地方の農業者に頒つとせば一面官庁の側より見るも統一上利便を得ること大に農業者に於ても或は容器を改造し或は汲取時間短縮の結果星を戴いて出で汲取に従事する等の煩無く業務の余暇を以て随時貯蔵場に於て購入し得らるゝより大に煩と労とを省くを得可し加ふるに最下級の農業者にして市中の便所を特約するの余力無きものも業務の余暇随時購入施肥することを得るとせば勢ひ生産上に於ても利益少しとせず」

「我社は我市の尿尿に於ける利益を保全し傍ら衛生の実を挙ぐるを主眼とするを以て敢て肥価の如きも限りて低廉ならしめず寧ろ収支の許す限り高価に買取り適当の方法により之を接近有志の農業者に頒ち或は之を他地方に搬出し又は進で乾燥肥料となし一般需用者の求に應ずるの手段を取り以て会社の経済を保て敢て会社一己の利益を貪らず専ら我市の爲全力を注がんと欲す故に予め市会に請願し年八朱までの補給利子を仰ぎ会社の基礎を鞏固ならしめ而して永遠に持続せしめん」

岡山肥料株式会社は岡山市内の便所を一手にひきうけ尿尿を独占的に汲取る会社で、汲取った尿尿は市の郊外に設けられる池のような貯蔵場に搬出・投入されたあと、農民に有料で頒布されるという。そうすれば、いま問題となっている汲取農民が尿尿運搬器を改良しなければならぬとか、時間制限のため星を戴く頃に操業を始めなければならないというような不便も解消され、農民は都合のよいときに会社から尿尿を購入すればよく、とりわけ汲取契約もとれない貧農には好都合になるはずと考えられている。この会社は市内の尿尿に伴う利益を保全

するものであるから、「肥価」すなわち尿尿を汲取って支払う代価もなるべく高くするとし、汲取った尿尿を肥料として近在の農民に販売するだけでなく、他へ搬出したり、乾燥肥料にしたうえで広く需要者の求めに應ずることで収入を確保するつもりだが、会社の収支を均衡させ会社の経営を安定させるためにも、市財政に補助金をあおぐ、という(年8%の株式配当を行ないたいため、その資金を市財政から補給してもらおうとの考えのようだ)。独占的な株式会社によって、人糞尿をめぐる都市と農村の対立を緩和し、両者の共通利益を追求したいとする設立案である。

かかる発起人の呼びかけをうけて、1月23日の衛生組長会議では発起人の計画を部分的に変更し、1株20円で千2百株とし、各町内で株主を募集することを決めた⁶⁶⁾。このように、株式募集では広く町内の賛同を必要とし、補助金の点では市会の協力を必要としたから、発起人のレベルから市政のレベルへと話は進展したのであるが、2月3日の衛生組長会議では岡山肥料株式会社設立の件について発起人から協議があったものの、「種々意見ありたる末」に、2月中に開かれる各町の衛生委員による会議で協議することとされたように⁶⁷⁾、必らずしも意見の一致がえられなくなっただけらしい。いちおう順調に推移したのはこのあたりまでで、岡山肥料株式会社創立事務所ができ、3月20日には岡山市議事堂で発起人会を開いたらしいが⁶⁸⁾、これといった話の具体的な進展はみられない。2月10日までに株式の¼の払込みを済ませるという当初の計画はすでに大幅に狂っている。かなり遅延した6月15日には岡山肥料株式会社事務所で開かれた創立委員会において、株主の募集方法について協議した末、各創立委員が部署を

66) 『山陽新報』1902(明治35)年1月25日、〈雑報〉「衛生組長会議」。

67) 『山陽新報』1902(明治35)年2月5日、〈雑報〉「衛生組長会議」。

68) 『山陽新報』1902(明治35)年3月21日、〈雑報〉「肥料会社発起人会」。

65) 『山陽新報』1902(明治35)年1月19日、〈雑報〉「肥料株式会社設立」。

定めて募集に着手することを決めたものの⁶⁹⁾、また6月18日に創立委員会を開き「株式募集に関する協議を為した上直に募集に着手する由なり」⁷⁰⁾と同じ趣旨を繰返し報じられる始末の優柔不断で、なかなか具体的な実行にうつされず、結局、この会社設立は立消えとなってしまうのである。市政と町内の支持が最終的には得られなかったのが誤算であったといえよう。

(3) 警察

1901(明治34)年10月25日公布の「街路便所並尿尿汲取取締規則」により、岡山市の個人便所の糞尿を汲取る農民は3つの側面から、その労働過程が制約を受けることになった。第1は汲取時間の制限、第2は尿尿容器の統制、第3は尿尿運搬手段の繫留地・停留地の限定である。

第1の側面は第10条で打出されたものだが、その条文の但書にはこのたびの新たな時間制限が絶対不動のものではなく、例えば警察が必要と認めた場合にはこの制限時間外での汲取を許可することができる⁷¹⁾と定められていた。したがって、警察の判断いかんによっては農民の不満が鎮まることもありえたわけだが、警察は第10条の但書に則って制限時間外の汲取を許可するようには動かなかった。

第2の側面は第11条・第13条で打出されたもので、「汚汁漏泄ノ虞」のない、かつ「臭気ノ発散」防止用のフタのついた「尿尿運搬器」＝「尿尿容器」(第11～13条の表現から両者を同じものと理解しておく)を用いることが義務づけられた。そして、そういう尿尿容器に入れなければ尿尿の舟積・運搬は許可しないとされた。かかる性能を具備せよという、尿尿容器の仕様に対する規制により、汲取農民はその基本的労働手段にまで口をはさまれることになったわけである。

第3の側面は第12条で打出されたもので、尿

尿を運搬するのに用いられていた舟・車・牛馬・尿尿容器について、警察が定める場所以外に繫留させたり停留させたりすることを禁止した。すなわち、汲取している間は民家の近くに置いてよいのだが、汲取許可時間(春・夏期は午前7時まで、秋・冬期は午前8時まで)外は無論のこと、許可時間内であっても汲取していない場合には尿尿運搬手段を農民の都合のよい所に置くことはならないとされた。

この3つの側面における法的規制はいずれも警察力にバックアップされていたのであり、しかも第1と第3の側面においては、警察に裁量の余地が残されていたわけである。とりわけ第3の側面は特殊岡山の地理のなかで警察が具体的に選定するのであり、その地点が何処になるかは労働過程を制約するものとして、汲取農民の関心事であらねばならなかった。本規則は警察に場所の指定権を与えたのであるが、その指定が何時までになされるべきかを明記せず、警察に一任の形となっていた。

この場所指定の問題で岡山警察署が動くのは、本規則公布からおよそ3カ月後のことである。1902(明治35)年1月30日の新聞で、「岡山警察署にては今回尿尿運搬用舟車、牛馬、尿尿用器停留所を左の如く定めたり」と報じられており、その「停留所」として掲げられているのは、

「国富森下町の端 ▲門田屋敷四端(国清寺東手)

▲花畑御幸堤稲荷の上手 ▲七日市町船入^[不明]より北 ▲下石井三ツ俣川筋(竹川以西)」

の5カ所である⁷¹⁾。かかる表示によってだけでは、しかも今からすれば、まことに厳密な地理的確定は覚束無いのであるが、この5カ所は大略、第4図のなかに丸印で示した地点、ないしその周辺地域と推定される。

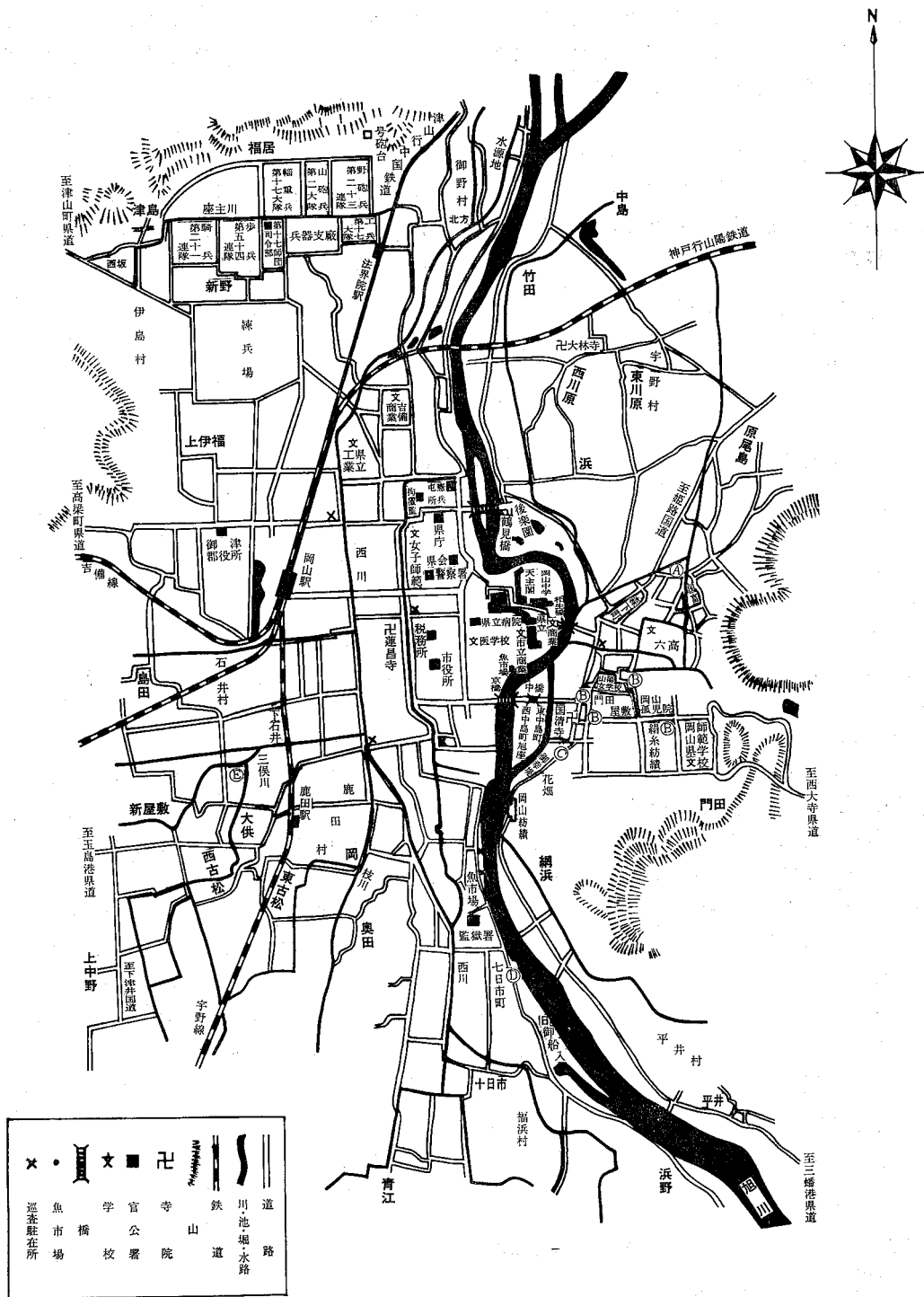
第1の地点——「国富森下町の端」とは、岡山市の中心からみて旭川の対岸、後樂園の東南方向、第六高等学校の北側、国富と森下町が水

69)『山陽新報』1902(明治35)年6月15日、〈雑報〉「肥料会社創立委員会」。

70)『山陽新報』1902(明治35)年6月18日、〈雑報〉「肥料会社創立委員会」。

71)『山陽新報』1902(明治35)年1月30日、〈雑報〉「尿尿運搬舟車停留所」。

第4図 岡 山 市 略 図 (明治後期)



路と三角形をつくるあたりであろう——図中の④。第2の地点——「門田屋敷四端（国清寺東手）」とは、旭川の対岸、国清寺の東側、山陽女学校・岡山孤児院・岡山師範学校・絹糸紡績会社などがある門田屋敷の四つの角らしいところであろう——図中の⑤。第3の地点——「花畑御幸堤稲荷の上手」とは、旭川の対岸、西中島・東中島という遊廓や旭座のある中洲に面した御幸堤や、岡山紡績会社の北側の花畑と、国清寺との間でであろう——図中の⑥。第4の地点——「^{〔不明〕}七日市町船入□より以北」とは、文字どおり解すれば岡山市の旭川より西側部分のほぼ全域となるが、そうではなく、岡山市の南方向、旭川の西岸、御津郡（旧御野郡）福浜村の北側、旭川に面した七日市町と「旧御船入」と監獄署の間であろう——図中の⑦。第5の地点——「下石井三ツ俣川筋（竹川以西）」とは、岡山市の西側、山陽鉄道と宇野線に挟まれた御津郡（旧御野郡）石井村と鹿田村の間、岡山市の西方向に真直ぐ伸びる水路が下石井で三つ俣となるあたりであろう（「竹川」とはまだ確定できないが、三俣川の一つ、西方向に伸びる水路を指すのかもしれない）——図中の⑧。

ひとまず、こう考えられるとすれば、そこに

は次のような特徴がみられる。

大略いずれも町外れにあるといつてよい。とくに④⑤⑥がそうで、田園地帯に直接つらなっている。⑦⑧はそれほどでもないが、やはり家屋密集地帯ではなく、それでいて学校・工場・遊興施設があるため在留人員はそれほど少ない。駅・県庁・市役所を結ぶ三角形を岡山市の中心部とすれば、そこから適当な距離を保つ所に配置されているともいえる。

もっとも、その配置にはかなりの偏差がある。東方向の川向こうに過半の3カ所（④⑤⑥）があるばかりでなく、川の手前の2カ所（⑦⑧）もかなり西と南の方向に片寄っている。つまり岡山市の中心部から見て北方向にあってよさそうな所が抜けているのである。そちらは山が迫っているというのが理由として考えられもするが、そもそも岡山市の西側を南北に縦断する西川の上手のいずれかに繫留地があってもおかしくないのであるから、やはり疑問として残る。

④⑤は水路を、⑦⑧は旭川を繫留地とするものであり、⑥は路上を停留地とするものである。尿尿の搬出は多くが舟積による水運を利用するものとみなされていたことがわかる。舟へ

第5図 し も ご え 用 具



- 1-1 肥柄杓（こえびしゃく）
1-2 手桶（ておけ）
1-3 肥樽（こえだる）

- 2 担い桶（にないおけ）

第6図 19世紀末日本の糞尿汲取運搬風俗画



を点とすれば、点から線および線から点に到るのは道路によるほかない。肥柄杓（第5図⁷²⁾の1-1)で汲取った尿尿を入れた肥たご（担い桶）を天秤棒でかつぐことによって（第5図の2），点から線に到ることが多かったであろう。そして繫留地で、肥たごに入れていた尿尿を肥樽（第5図の1-3）＝「尿尿容器」に移しかえたはずである。線から点へは、積んでいた肥樽を舟からおろし、そこから自家の肥溜めまで運ぶことになるが、肥樽に縄をかけて背負うことがあったにしても（横断面を扁平な形とした背負桶），それは過重であり，それを避けるとすれば，車に積むしかない。車となれば人力で引っぱるか，役畜に引っぱらせるかだ。前者の場合には2輪の手びき小型荷車，後者の場合には大八車のような4輪の大型荷車が用いられたであろうし，前者の場合，肥樽の重さと距離いかにによっては補助労力を要することもあったろう。いずれにしても，点から線まで，また線から点までの距離が長ければそれだけ運搬が面倒になること必至だ。

かかる観点から，これら5カ所の繫留地・停留地をみれば，点から線（㉔㉕㉖）および点から点（㉗——停留地も点とすれば）におい

の積みおろしの難しさは十分考慮しなければならないとしても，いったん動きだせば，波がそう立たず水の流れにそうかぎりは容易に走行距離は伸びる（もっとも，水の流れに逆らうときはその反対となる）。だが，水路・河川を線とし，汲取現場たる個人便所および自家の肥溜め

72) 農業機械学会編『日本農業機械・器具図譜』（農業機械学会，1979年）35頁。

て、線または点の限定はその間を移動しなければならない汲取農民の労働過程を制約するものとして現われる。

第6図⁷³⁾は1899(明治32)年に刊行されたとおぼしき⁷⁴⁾在日フランス人画家ジョルジュ・ビゴ Georges Bigot の英文詩画集『横浜バラード』Yokohama Ballads 所収の「おやあ、まったくレモン・てんじくあおいのような香りじゃあないか! (神奈川街道にて)」LEMON GERANUEM FORSOOTH! (On the Kanagawa Road.) と題する皮肉たっぷりの詩に添えられた挿絵である。提燈をつけねばならないほどまだ薄暗い暁どき、これから汲取りに向かうか、あるいは汲取りをおえた農民たちが神奈川街道を提燈つきの荷車を引きながら列をなして行きかう有様を活写している。肥樽や肥たごが積み込まれた荷車を人力で走らせているのが上の絵であり、天秤棒で肥たごをあげるかさげるかしているのが下の絵である。

19世紀末ビゴが開港地横浜近辺で目撃し、外国人として一驚を呈したわけであるが、かかる状況は同時代の岡山においても大同小異であったと考えていいだろう。

さて、ともかく岡山警察署によって、岡山市内の人糞尿を搬出するための5大集結点がこのように打出されたのであるが、これも従来と異なって汲取農民には不利な条件となったこと疑いない。それまでの慣行ではいちおう農民の自主的な判断に任され、したがって多くの地点が都合よく選ばれていたと推測される尿尿運搬手段の繫留地・停留地について、かかる旧慣を廃棄し改めて一方的に制限して指定してくることは、それだけ汲取農民の自由な行動を妨げ、労働条件を悪化させるからである。時間制限に加えて、空間的な制限が農民の多労を過重させる。

73) 清水熙『絵で書いた日本人論 ジョルジュ・ビゴの世界』(中央公論社, 1981年)123頁より所引。

74) 清水熙編『ビゴー日本素描集』(岩波文庫, 1986年)209頁。

本規則の公布以来、まず汲取許可時間が設定され、ついで1901(明治34)年12月31日を境として尿尿容器の統制が始まり、さらに1902(明治35)年1月30日をもって尿尿運搬手段の繫留地・停留地が指定された。農民の利益を考慮する余地があったにもかかわらず、むしろ逆に強い反農民的な措置が段階的にとられていったのである。これら一連の具体策が農民の不満をつのらせ反抗にまで導くことになるのを、あらかじめ察知してか、前述のごとく1月下旬、県警が西大寺警察署(上道郡管轄)・金川警察署(御津郡管轄)に通知し、もし農民が集会をもって協議するようであれば容赦なく豫戒令を執行せよ、と厳命していた。かねてから用心し、前もって警戒するという字義の豫戒令とは何か。

1892(明治25)年1月28日公布・施行の豫戒令(勅令第11号)⁷⁵⁾では次のようになっている。

県知事は「公共ノ安寧秩序ヲ保持スル為メ」に「豫戒命令」を発することができる。この豫戒命令は特定の個人に県知事名の「命令書」を下付することによって成立する。豫戒命令の対象となる特定の個人の例として、

公私ヲ問ハズ他人ノ業務行為ニ干渉シテ其自由ヲ妨害シ又ハ妨害セントシタル者(第1条第3項)

が挙げられている。岡長平氏の見解に、「〔明治〕35年の1月……百姓たちは『不汲み取りスト』の強行に踏みきった。岡山へ入ることごとくの道を、田舎の青年がかためて、汲み取り人を追いかえしだしたのである。』⁷⁶⁾というのがあるが、かようなストライキ破り防止もどきの実行使があったとすれば、これはまさしく第1条第3項に該当する者と目される。

豫戒命令の内容がどういふものかという点、それは命令書に記載されることになっており、例えば、

如何ナル口実に拘ハラス財物ヲ強請シ不当ノ要求ヲ為シ強テ面会ヲ求メ脅迫ニ渉ル書面ヲ用ヒ勸告書ヲ

75) 『法令全書』明治25年。

76) 77) 岡長平『岡山風土記』〔岡長平著作集第4巻〕(岡山日日新聞社, 1977年)502頁。

送り又ハ如何ナル方法タルヲ問ハス暴威ヲ示シテ他人ノ進退意見ヲ變更セシメントシ其他他人ノ業務行為ヲ妨害シ又ハ妨害セントスルノ所行ヲ為スヘカラサルコトヲ命ス (第2条第3項)

というのが、第1条第3項該当事者に対応している。すでに紹介したごとく1902 (明治35) 年1月の『山陽新報』には、「上道御津邑久三郡に於ける農民は連合して市内一般の屎尿汲取料米を削減せんことを一決し」(11日付)、「近郷の農民同盟して其代米を直下^おげせんとする企」(11日付)、「決議し盟約書に調印を為して之に違ふ者は違約金を徴収する事とし」(14日付)、「御津上道両郡の農民等は今十五日御津郡南部の某所に連合集会を催し……決議する筈」(15日付)、「各農民団結して既に代米減額を申込み諸否の決定する迄は汲取らざる事に決せし」(19日付)云々、と報じられていた。農民たちの動きがこのようなものであれば、第2条第3項の豫戒命令の対象と目される成行きとなったであろう。

豫戒命令を受けた場合 どうなるのか。「豫戒命令ヲ受ケタルヨリ三年以内ニ其命令……ニ違犯シタル者ハ……之ヲ処罰ス」とされ、第2条第3項の違犯者であれば、「一月以上四月以下ノ重禁錮ニ処ス」とされた (第4条)。ただし、豫戒命令を受けた者でも「一年以上ヲ経過シ改^おノ情状著シキハ……其命令ヲ解除スルコトヲ得」とされた (第6条)。

汲取農民たちの動向は第2条第3項の豫戒命令を誘発するほど十分な促迫力を有していた。が、豫戒命令が実際に発せられたかどうかは、今のところ史料で確認できない。

豫戒令が現実には発動されなかったと仮定しても、改^おの情を認めてもらうまで1年以上も卑屈に甘んじていなくてはならなくなるとか、3年間も命令どおり警察の監視に服して謹慎していなければ1月～4月の重禁錮をくらう、というような悪しき可能性があれば、かかる問答無用的な行政処分という恫喝のまえに、農民たちが恐れをなして、その団結力を急速に失って

いくことも十分予想される。

岡長平説だと、氏のいう「不汲み取りスト」は「裏切りモンがあらわれてたった三日でくずれた。」となっている⁷⁷⁾。1月の新聞報道の経過からすれば、この3日説は短かすぎるきらいがあるが、その後の関連記事が新聞に掲載されなくなるという事実から、農民たちの集团的・同盟的・ストライキの実力行動が短命に終わったことは間違いないであろう。「所轄警察署」を手足とする豫戒令による対農民抑止策が奏功したというところか。

〔3〕 収束

1902 (明治35) 年1月中旬に一挙に盛り上がった汲取農民の要求闘争も、下旬以降、岡山市内の有志による肥料会社設立運動と豫戒令執行をちらつかせた警察の「農民説諭」とに挟撃される形となって、その同盟的性格を喪失していったが、だからといって、この農民運動そのものがただちに消滅したわけではない。ラディカルさは減じたけれども、そして孤立分散的になったとはいえ、消極的な運動として行なわれ続けたと推測される。例えば、3月になってからの新聞記事に、

「岡山警察署にては先般来^{ママ}巡查を派^{ママ}して市内糞尿汲取のため当市に入来る者の時刻^{ママ}其他を注意せしめ居たるに四十余名の反則者を発見したれば昨日〔3月12日——引用者〕右の人員を同署に召喚して阿部警部より懇々汲取時間を守るべき旨を諭し一同は今後之を確守すべきを誓ひ引取りたり尤も其内数名は反則者として違警罪に依り処罰する筈なりと聞く」⁷⁸⁾

とある。「先般来」とはいつ頃からなのか定かでないが、具体的にはこの1月下旬～3月上旬と考えて大過あるまい。この間、糞尿を搬出すべく市内に入ってくる汲取農民に対して、岡山警察署は巡查⁷⁹⁾を差し向け、汲取制限時間をは

78) 『山陽新報』1902 (明治35) 年3月13日、〈雑報〉「屎尿汲取者の召喚」。

79) 1901 (明治34) 年12月31日現在、岡山警察署の警察官史は警視1名、警部2名、巡查72名、計75名であり、派出所の数は13であった (『明治三十四

第10表 街路便所並尿尿汲取取締規則違反による被告発・処罰者リスト (1902年3月)

処分年 月 日	居 村 名	姓 名	年令	処罰内容
1902 (明治35) 年				
3月11日	上道郡 幡多村 大字 高屋	井 上 石 松	54	科料50銭
3月14日	御津郡 福浜村 大字 青江	小松原 ^{〔不明〕} 十郎	29	50銭
	御津郡 福浜村 大字 青江	岡 崎 栄 太	31	50銭
	御津郡 福浜村 大字 青江	水 川 吾三郎	32	50銭
	御津郡 福浜村 大字 青江	平 松 茂 平	33	50銭
	御津郡 福浜村 大字 青江	平 松 定 吉	38	50銭
	御津郡 福浜村 大字 青江	岡 崎 横太郎	48	50銭
	御津郡 大野村 大字 野田	井 上 万 七	30	50銭
	御津郡 大野村 大字 野田	大 森 徳太郎	42	50銭
	御津郡 平津村 大字 檜津	久 世 横 二	52	50銭
	御津郡 伊島村 大字 津島	神 崎 来 吉	43	50銭
3月15日	御津郡 横井村 大字 横井	斉 藤 石 三	24	50銭
3月16日	御津郡 平津村 大字 檜津	久 世 谷 吉	26	50銭
3月18日	御津郡 牧石村 大字 中原	藤 田 和三郎	37	50銭
	上道郡 財田村 大字 神之下	音 川 熊五郎	65	50銭
3月26日	上道郡 高島村 大字 賞田	大 生 保太郎	不詳	50銭

典拠：『山陽新報』1902 (明治35) 年3月12日、3月16日、3月19日、3月28日、の各々〈雑報〉「違警罪一束」より作成。

じめとする諸規制について注意してきたが、それでも40人を越える違反者を発見した。そこで3月12日、これらの違反者を岡山警察署に召喚し、警部より時間厳守を諭したところ、汲取農民たちは制限時間を今度は順守すると誓約したので、引きとらせたというのである。

汲取農民たちは新たな取締規則による諸規制をなかなか守ろうとしなかった。そのため冬の早朝から巡査たちが農民たちに会って直接に指図しなければならなかった。にもかかわらず、発見された違反者だけでも40名以上になった。そのまま見過ごすわけにはいかず、名指しで呼びだし警部じきじき懇々と（そして威圧的でも

あろう）言いきかせることになったが、必ずしも一律に全員が素直に従ったわけではなく、なおかつ数人の農民はいささか抗弁するか反抗的素振りをみせたのであろう、恭順ならざる者として処分されることになったのである。

このように新聞記事の末尾には、3月12日の時点で、すべて事を穏便に処理しきれず、40余名の違反者のうち数名は違警罪によって処罰する予定と報じられているが、そこでいわれる「其内数名」がどの程度なのか、それ以上のことを新聞は続けて展開して語ってくれていないので、明らかではない。この前後の新聞をみるかぎり、岡山警察署はその前日の3月11日に1人の農民を処分しており、以後、3月の中旬から下旬にかけて、「街路便所並尿尿汲取取締規則」に違反したかどで巡査によって告発され、岡山警察署が違警罪を適用して処分した汲取農民たちは、第10表のごとくである。

3月11日から26日までの約2週間で、16人の汲取農民が処分された。全員いずれも科料50銭

年岡山県警察統計書』岡山県警察部警務課、1902年、1頁、5頁。なお、岡山市には岡山県警察部（警務課・保安課・衛生課・高等警察主任が置かれている）があり、その警察官吏は警部長1名、技師1名、警部7名、技手3名、巡査18名、雇4名、計34名（うち衛生課に属するのは技師1名、警部2名、技手2名、巡査4名、雇2名、計11名）であった（同上書、4-5頁）。

というのが処罰の内容である。同じ時期に科料50銭を課せられて処分された他の事件としては例えば、「飼犬の繋鎖を怠りたる為その通行巡査の足部を噛み付きたる」⁸⁰⁾ 場合などがある。当時50銭という貨幣価値をどう評価するかだが、生活必需品であれば、精米なら3升8合、玄米なら4升2合、味噌なら1貫560匁(5.86kg)を購入できた⁸¹⁾。寒い早朝あえて糞尿汲取にいそしむ精農にとって、決して無駄にできない金額である。

約2週間で16名の汲取農民が告発されたという人数をどう考えるかにあたって、それ以前と比較してみることにしよう。岡山県全体をみれば、市街便所規則に違反して違警罪を適用された者は1899(明治32)年ゼロ名、1900(明治33)年10名、1901(明治34)年1名、街路便所並尿尿汲取取締規則に違反して違警罪を適用された者は1901(明治34)年48名、1902(明治35)年以降不明、となっている(第11表)。

1901(明治34)年に市街便所規則および街路便所並尿尿汲取取締規則に違反して処分された、

第11表 市街便所規則および街路便所並尿尿汲取取締規則違反

年次 (1月～12月)	1899 (明治32)	1900 (明治33)	1901 (明治34)	1902～ (明治35～)
件数	0	10	49(1)	不明

典拠：『明治三十二年岡山県警察統計書』(岡山県警察部警務課、1900年)144-149頁、『岡山県第二十二次衛生年報』(『明治三十三年岡山県統計書』巻之四、衛生=関スル部)58-60丁、『明治三十三年岡山県警察統計書』137-143頁、『明治三十四年岡山県警察統計書』261-268頁、『明治三十四年岡山県衛生統計書』(岡山県警察部衛生課、1902年)82-84頁より作成。

備考1) 件数と「告発シタル数」と「処分ヲ受ケタル数」は、いずれも同じ数値となっている。

2) 1901年のカッコは市街便所規則違反という内訳。

80) 『山陽新報』1902(明治35)年3月12日、〈雑報〉「違憲罪一束」。

81) 前掲第6表の1901(明治34)年の数値から算出。

第12表 市街便所規則および街路便所並尿尿汲取取締規則違反(1901年)

署名	件数	告発シタル数	処分ヲ受ケタル数
岡山警察署	3	3	3
西大寺警察署	—	—	—
石井警察署	—	—	—
高梁警察署	1	1	1
倉敷警察署	17	17	17
津山警察署	12	12	12
勝山警察署	16	16	16
合計	49	49	49

典拠：前掲『明治三十四年岡山県衛生統計書』85-87頁より作成。

備考) これら以外に、13の警察署と5つの分署がある。いずれも件数ゼロ。

岡山全県49名の地域別(警察署所轄別)分布は第12表のとおりである(このうち、市街便所規則違反の1名がどの警察署で処分されたものなのか不明なので、以下この点を捨象)。

つまり本稿が考察の対象としている岡山警察署所轄内において、1901(明治34)年10月25日公布の街路便所並尿尿汲取取締規則に違反したかどで、その年内に処分された者は3名にすぎなかったが、翌1902(明治35)年に入ると、3月の中旬から下旬にかけてのわずか2週間にかけても16名が処分される、という新たな展開がみられたことになる。この16名という人数は質的に以前と異なる段階——事態の急変——を物語るものでなければならない。

つぎに、その年齢構成をみれば、30歳台を中心に、20～40歳台の青壮年層が大半(20歳台3名、30歳台6名、40歳台3名、計12名)だが、50歳以上の老年層も3名おり、しかも65歳というかなりの高齢者もいる。汲取労働には比較的若い強健な労働力が適していること、だがなおかつ老弱な労働力があえて動員されていることがわかる。

さらに、その居村別分布をみれば、上道郡は幡多村・財田村・高島村の3カ村、御津郡は旧御野郡の伊島村・福浜村・大野村・牧石村の4

カ村, 旧津高郡の平津村・横井村の2カ村, 計9カ村にわたる。上道郡では宇野村・富山村・平井村, 旧御野郡では石井村・御野村・鹿田村といった, 岡山市に近接する村々が上がっていない。反面, 上道郡では高屋(幡多村)・神之下(財田村)・賞田(高島村)といった大字, 御津郡では野田(大野村)・楢津(平津村)・横井(横井村)・中原(牧石村)といった大字が上がっており, いずれも岡山市からの距離はかなりのものである。なかには, 楢津・横井といった, 旧津高郡に属し旧御野郡の外囲に位置する大字もみられるのである。(第3図参照)

この居村別分布と人数との関連をみると, 福浜村の大字青江が6名と最も多く, それに大野村の大字野田が2名と続き, 他は1名ずつである。旭川の西側で岡山市の南に隣接する福浜村では青江からかなりの汲取農民たちが出入りしていたのであろうし, また水路を用いたとおぼしき搬出過程もかなり手間取ることになったも

のと推測される。

50歳以上の老年層は大字楢津(52歳), 大字高屋(54歳), 大字神之下(65歳)であり, いずれも岡山市までの道のりは長い。いわゆる重荷を負うての遠路の厳しい条件のもとでの労働である。それに対するに, 老骨に鞭打つ処置, という他ないだろう。高齢者といえども容赦しなかったわけで, かかる警察力のまえに, 早朝から巡査を巡遣せねばならぬほどの対応を迫らせた汲取農民たちの実力行使も圧服されていき, 農民たちの運動は終息していったようである。

かくて, 巡査による直接の注意→警察署への召喚→説諭→違反者の処分, という順序立った警察力の対応のまえに, 糞尿問題をめぐる事態はさしあたり収束に向かい, 汲取農民たちは忍従を余儀なくされたと考えられる。だが, 農民たちには深く期するところがあったにちがいない。(未完)